

平成 24 年度以降の掘削範囲について

1. 基本計画における段階施工計画と今後の進め方について

平成22年度に策定された渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画では、第2 調節池の掘削の進め方について「掘削による湿地環境への影響を低減し、新たな知見を次段階にフィードバックすることを目的として掘削順位と掘削範囲を段階的に定めた上で掘削を実施することとする」として、その考え方が示されている（図-1 参照）。

現在、試験施工エリアを施工中で平成23年度中には終了する予定であり、ここでは平成24年度以降の掘削計画について検討を行った。

なお、平成24年度以降の掘削箇所については、**掘削箇所の環境復元状況と保全区域の状況をモニタリング**することで、さらなる知見の集積が可能となり、**他の区域の掘削にフィードバック**を行うと共に、**当該掘削箇所の順応的管理**を行うことを前提とする。

平成 24 年度以降の掘削計画検討の条件

- 湿地保全・再生基本計画の施工順序、レイアウトイメージに従う
 - ・ 施工順序は、湿地保全・再生基本計画の考え方（図-1）、レイアウトイメージ（図-2）に従うことを基本とし、周辺環境への影響を緩和するため、水路に連結する水面が計画されている区画を優先的に施工する（図-3 参照）。
- 自然環境の現状把握とそれに応じた対応
 - ・ 平成24年度以降は掘削箇所を重要種・外来種調査を優先的に実施することで対応する。
 - ・ セイタカアワダチソウが多く繁茂している場所を優先的に施工する（図-4 参照）。
- 治水上の要件
 - ・ 利根川の堤防強化に必要となる土量を考慮し、掘削土量は年間 30 万 m³程度を見込む。

【掘削順序、掘削範囲】

- 1.試験施工
- 2.初期段階
- 3.中期段階
- 4.最終段階

【掘削順序、掘削範囲の考え方】

- ①現況を保全する地区への影響を考慮して水路に近い地下水水深の深いところから施工する
- ②セイタカアワダチソウ等が多く生育している場所を優先して施工する
- ③環境の急激な変化やモニタリング時の影響、順応的管理のための時間を考慮し、連続した近接施工を避ける
- ④現況を保全する地区においても、セイタカアワダチソウ等が多く生育している場所があるため、段階的な施工に影響を及ぼす場合は、必要に応じて順応的に計画を見直す。

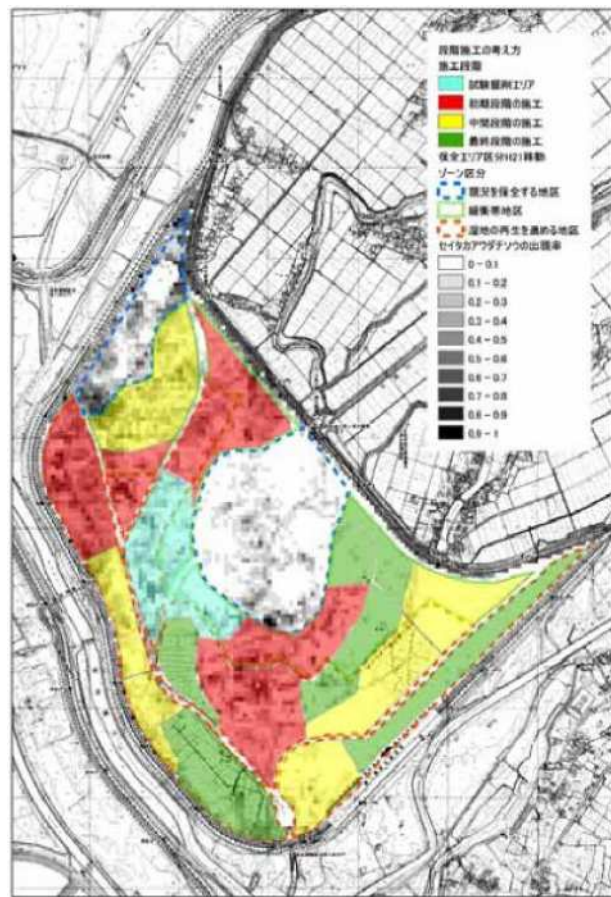


図 1 湿地保全・再生基本計画における掘削順序・範囲の考え方



図 2 湿地保全・再生基本計画のレイアウトイメージ図

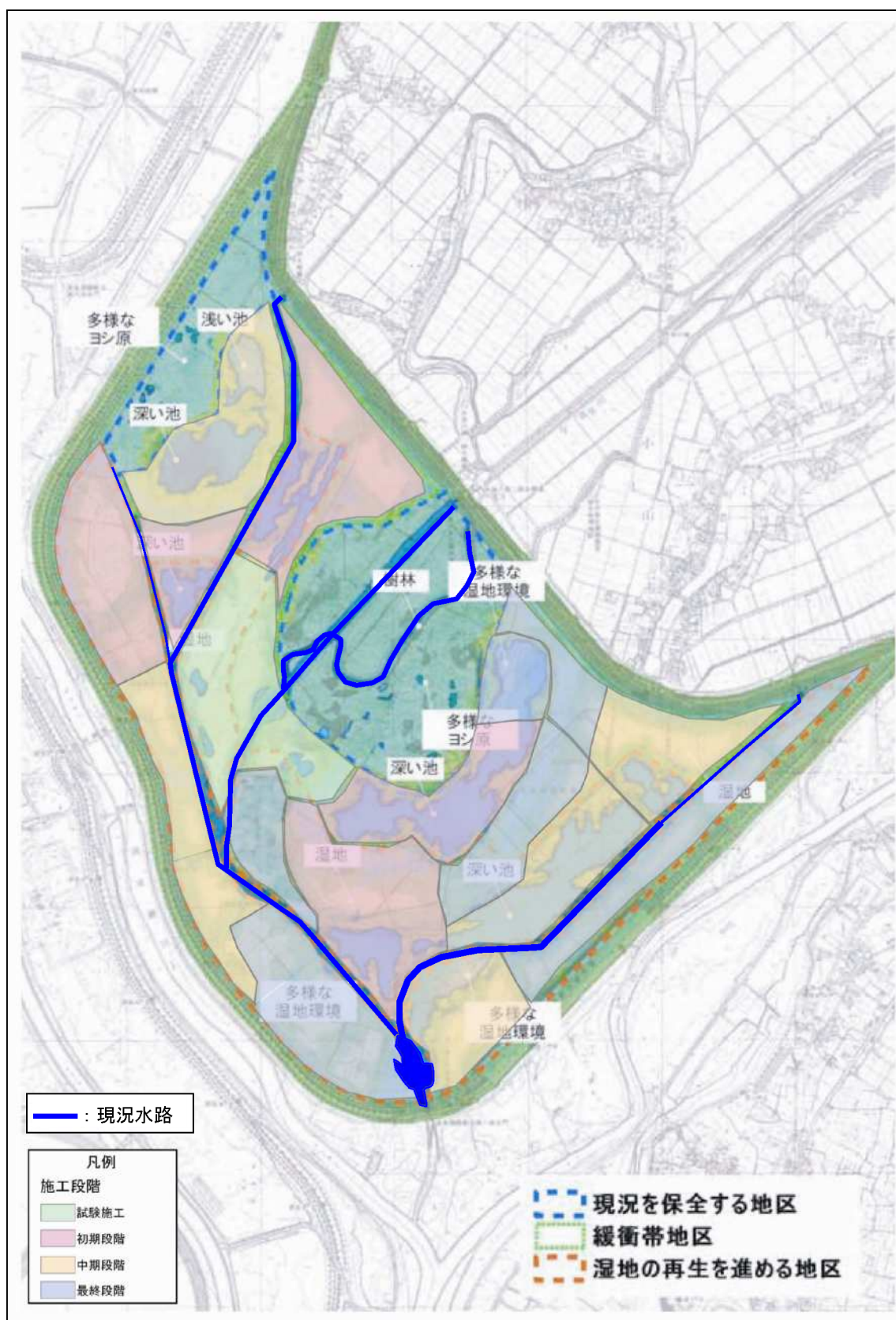


図 3 湿地保全・再生計画のレイアウトイメージと施工段階の重ね合わせ図

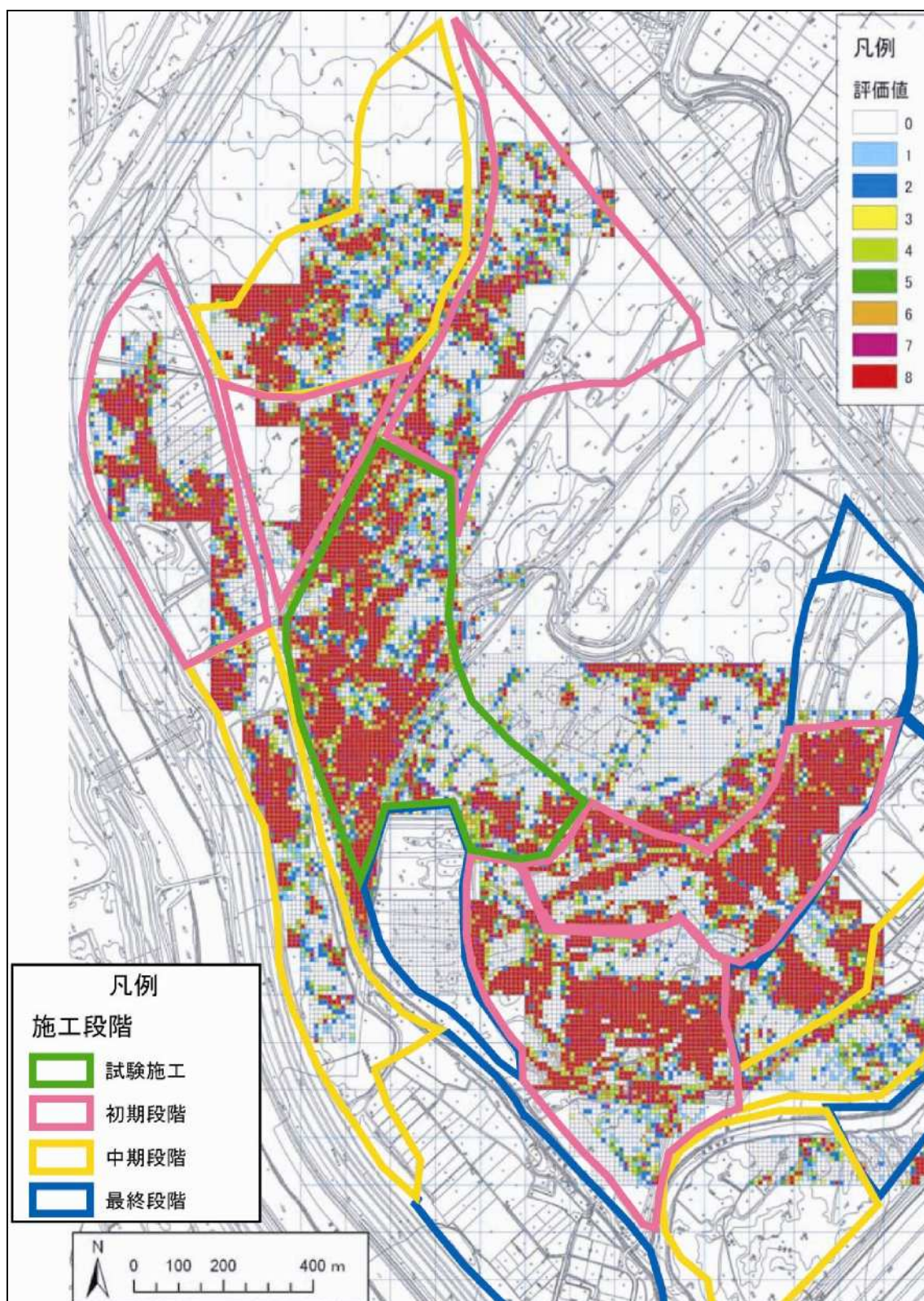


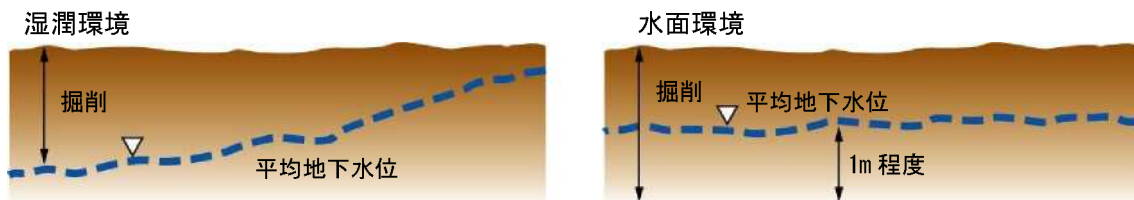
図 4 セイタカアワダチソウの分布密度と施工区分の重ね合わせ図

2. 平成 24 年度以降の掘削範囲案

以上の条件で今後の施工個所を検討した。

掘削量の算出方法は以下のとおりである。

- ① 湿地保全・再生基本計画で示された計画レイアウトイメージと現地の区画を参考に施工時の区画割りをを行った。
- ② 再生する環境は、大きく「湿潤環境」と「水面環境」に分けられることから、各区画をこれらに区分して基本的な掘削ラインを設定した。「湿潤環境」は、地下水位が高い時期には水面が地表に出現し、地下水位が低い時期には水が消え、乾燥・湿潤を繰り返す環境を再生するものであり、1年間の平均地下水位程度を掘削面とした。
- ③ 「水面環境」は、掘削面を地下水面以下に設定して、地下水位が下がった時でも水面が得られるように掘削面を設定した。
- ④ 実際の施工時には河岸は緩勾配・多様な形状になると想定されるが、ここでは概略検討として、面積と平均掘削高で土量を算出した。



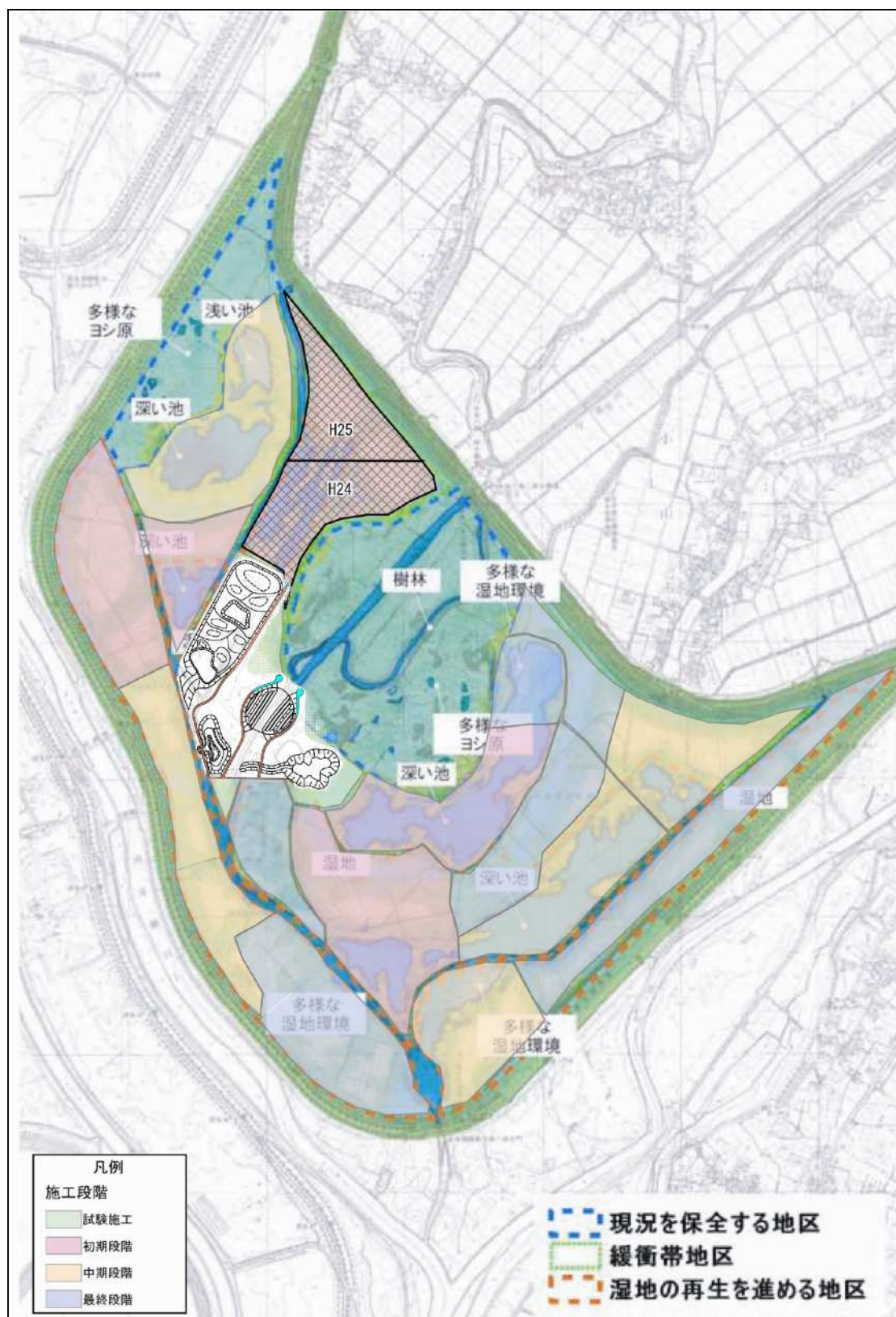


図 5 今後の掘削範囲